

運転免許証更新手続き案内

(令和3年1月26日現在)

更新申請場所	運転免許センター	住所地の警察署(檀原署除く)
免許証の交付	即日	後日(講習受講後交付)
受付曜日	月～金・日(曜日) (土曜・祝日・振替休日・年末年始(12/29～1/3)は受付しません)	月～金(曜日) 土曜・日曜・祝日・振替休日・年末年始(12/29～1/3)は受付しません
受付時間	8:30～9:30 13:00～14:00 ○優良運転者講習 一般運転者講習 違反運転者・初回運転者講習 ○特定任意講習 ○高齢者講習 特定任意高齢者講習 ○県外経由申請	8:30～12:00 13:00～16:50 ○優良運転者・一般運転者講習 ※申請当日に講習を受けることはできません。 申請時に予約した後日に講習を受講していただき、 講習終了後に新免許証を交付します。 ○特定任意講習 ○高齢者講習・特定任意高齢者講習 ※新免許証の交付は約3週間以降になります。
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許証 ○ 更新通知はがき ○ 更新手数料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 優良運転者の方 3,000円(更新手数料2,500円 講習手数料 500円) 講習時間 約30分 ・ 一般運転者の方 3,300円(更新手数料2,500円 講習手数料 800円) 講習時間 約1時間 ・ 違反運転者の方 3,850円(更新手数料2,500円 講習手数料1,350円) 講習時間 約2時間 ・ 初回更新者の方 3,850円(更新手数料2,500円 講習手数料1,350円) 講習時間 約2時間 ・ 特定任意講習・高齢者講習・特定任意高齢者講習の方 2,500円 ○ 警察署で更新される方は申請用写真1枚 ※運転免許センターで更新される方は写真は不要です。(当日撮影) 【申請用写真について】縦3cm、横2.4cm、6ヵ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で人物が鮮明なもの。なお、医療上又は宗教上の理由がある場合は、顔の輪郭が分かる範囲で頭部を覆う医療用の帽子(つばのないもの)・かつら・ウィッグ・スカーフ等の使用を認めています。事前にご相談ください。 ○ 亡失・滅失による再交付同時の方は、身分証明書(住民票の写し、保険証、パスポート等)が必要です。手続きに時間がかかりますので早めに受付してください。 ○ 特定任意講習・高齢者講習及び特定任意高齢者講習を受講された方は、それぞれの講習終了証明書(※70歳以上の方は県内の自動車学校等で高齢者講習等の受講が必要です。) ○ 本籍(国籍等)に変更のある方は、本籍(国籍等)を記載した住民票の写し(コピー不可)【提出】 ○ 氏名に変更のある方は、住民票の写し(コピー不可)【提出】又は個人番号カード【提示】 ○ 住所に変更がある方は、新住所を確認できる住民票の写し又は健康保険証等【提示】 ※いずれもコピーは不可。また、氏名が通称名の証明書では受付できません。 ○ 眼鏡、補聴器等(視力、聴力に不安がある方) ※申請当日に、適性検査を行います。 ○ 暗証番号(4けたの数字2組) ※運転免許証の更新毎に必要です。前回の暗証番号は必要ありません。 	

留意事項

- 免許の継続期間が5年未満の方と、免許の継続期間が5年以上で、かつ誕生日の前日より40日前の日から5年間の間に軽微な違反行為を2回以上、若しくは4点以上の違反行為又は重大違反唆し等並びに道路外致死傷をしたことがある方は、運転免許センターで更新手続きしてください。
- 檀原警察署管内の方は運転免許センターで更新申請手続きをしてください。
- 優良運転者、高齢者講習終了者の方は、住所地以外の県内警察署(檀原警察署除く)でも更新手続きができます。
- 優良運転者(更新通知はがきに県外更新可と記載のある人に限る)は県外で更新の申請をすることができます。詳しいことは申請しようとする都道府県の運転免許センター等へお問い合わせください。ただし、この申請は誕生日までの受付に限ります。
- 暗証番号を設定しないとICチップ内の情報が他人に読み取られる可能性があります。また暗証番号は他人に容易にわからないような番号を設定してください。
- 免許センターでは当日撮影に変えて申請用写真を持参し作成することもできます。ただしこの場合、免許証の交付は通常の交付時間より約1～2時間遅くなる場合があります。
※持参写真が不適當で受付できないときは、免許センターで直写撮影、又は別の写真の提出をお願いする場合があります。
- 外国籍の方は在留資格を確認できる「在留カード」又は「旅券(パスポート)」等を確認させていただきます。
- 申請時に、一定の病気等の症状に関する「質問票」を提出していただきます。(「質問票」は運転免許センター、警察署等で用意しております。)
※「一定の病気」とは、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれがある病気で政令で定めるものです。

問い合わせ先 奈良県警察本部交通部運転免許課 〒634-0007 奈良県檀原市葛本町120-3
TEL 0744-22-5541 FAX 0744-22-5685